



2026年1月14日

各位

会社名 株式会社アトラエ
代表者名 代表取締役 新居 佳英
(コード番号: 6194 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 CFO 鈴木 秀和
TEL. 03-6435-3210

当社従業員に対する特定譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、2026年1月14日付の取締役会決議において、下記のとおり、当社の従業員に対する特定譲渡制限付株式（所得税法施行令第84条第1項に規定する特定譲渡制限付株式をいう。以下同じ。）としての新株式の発行（以下「本新株発行」という。）を行うことについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年2月2日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 8,200株
(3) 発行価額	1株につき 700円
(4) 発行総額	5,740,000円
(5) 割当予定先	本新株発行に係る取締役会決議時点における 当社の従業員 18名 8,200株

2. 発行の目的及び理由

当社は、本日付の取締役会決議において、特定譲渡制限付株式としての新株式の発行及び割当の対象となる当社の従業員18名（以下「割当対象者」という。）に対する割当を決定いたしました。本新株発行に当たって、割当対象者は、当社から支給された金銭債権を現物出資財産として払込み、当社の株式について発行を受けることとなります。また、当社と割当対象者との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

本新株発行は退職時に譲渡制限が解除される設計としており、割当対象者が当社の従業員のいずれの地位からも退職するまでの間、継続して保有いただくことを前提とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）です。本制度は、従業員の長期間の勤続と多大な貢献に報いるとともに、中長期的な資産形成を通じ退職後の生活設計の一助となるよう取り組んでいくことを決断しました。具体的には、勤続10年以上の従業員全員を対象として、各人の給与水準を基礎とした一定数の特定譲渡制限付株式の割当を毎年実施することを予定しております。この取り組みによって、元より意欲の高かった従業員が、ますます長期に亘り高い意欲を持って貢献してくれることが期待されます。

当社は、知識産業社会において価値を生み出す最大の原動力は「人」であり、その集合体である「組織」こそが最大の競争力であると確信しております。この信念に基づき、当社は創業以来、出世や肩書きといった従来の階層的な概念に捉われることなく、全従業員に権利と責任を付与したフラットな自律分散型組織を構築してまいりました。当社の持続的な成長のためには、この価値観に深く共感する優秀な人材が、長期にわたって働きがいを感じ、自律的に挑戦し続け、定着する組織であり続けることが何よりも重要です。譲渡制限期間を退職時までと設定することにより、10年、20年先を見据えた本質的な価値創造に挑戦し続けられる環境を構築いたします。これは、人生の貴重な時間をして当社と共に歩む従業員への敬意であると同時に、その成果を退職時に大きな果実として株主の皆様と分かち合うための確固たる基盤になると考えております。本制度を通じて、全従業員が株主の皆様と同じ目線に立ち、企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるとともに、当事者意識に基づく経営者視点をより一層深化させてまいります。本制度の導入により、全従業員が一丸となって、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーの期待を超える価値創造に挑戦してまいります。

なお、本割当契約の概要は以下のとおりです。

(1) 謙渡制限期間

割当対象者は、2026年2月2日から当社の使用人のいずれの地位からも退職する日までの間（ただし、当該退職日において、払込期日の属する事業年度に係る当社の半期報告書の提出が未了である場合には、当該半期報告書の提出日までの間とする。以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 謙渡制限の解除条件

当社は、原則として、割当対象者が2026年2月2日から払込期日の属する事業年度の末日までの間（以下「役務提供期間」という。）、継続して、当社の使用人の地位にあったことを条件とし、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、割当対象者が死亡により退職した場合は当該退職の直後の時点とする。）をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

譲渡制限が解除されていない本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者がSMBC日興証券株式会社に開設した口座で管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して

当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、組織再編等の効力発生日の前営業日において、割当対象者が保有する譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、当然に無償で取得する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年1月13日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である700円としております。

これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。また、当社監査等委員会は、特に有利な価額には該当しない旨の意見を表明しています。

以上